

(別紙)

事業者の皆様

下請法・下請振興法改正の内容について

公正取引委員会

中小企業庁

令和7年7月18日

平素よりお世話になっております。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正後は中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法と名称が変更となるとともに、新たな措置が講じられることとなります。

つきましては、法改正のポイントにつき、別添のパンフレットを御参照いただき、理解を深めていただければ幸いです。

なお、今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。詳細については、決まり次第、公正取引委員会・中小企業庁ホームページでお知らせいたします。